

労 審 発 第 5 0 0 号
平成 2 0 年 3 月 1 1 日

厚生労働大臣

舩 添 要 一 殿

労働政策審議会

会長 菅 野 和 夫

平成 2 0 年 3 月 1 1 日付け厚生労働省発基勤第0311001号をもって
諮問のあった「中小企業退職金共済法第 1 0 条第 2 項第 3 号ロ及び中
小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関
する政令第 2 条第 1 項第 3 号ロ（ 1 ）の支給率」については、本審議
会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 2 0 年 3 月 1 1 日

労働政策審議会

会長 菅 野 和 夫 殿

勤労者生活分科会

分科会長 伊 藤 庄 平

「中小企業退職金共済法第 1 0 条第 2 項第 3 号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 2 条第 1 項第 3 号ロ（１）の支給率」について

平成 2 0 年 3 月 1 1 日付け厚生労働省発基勤第 0311001 号をもって労働政策審議会諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 20 年 3 月 11 日

勤労者生活分科会

分科会長 伊 藤 庄 平 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 伊 藤 庄 平

「中小企業退職金共済法第 10 条第 2 項第 3 号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 2 条第 1 項第 3 号ロ（１）の支給率」について

平成 20 年 3 月 11 日付け厚生労働省発基勤第 0311001 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。